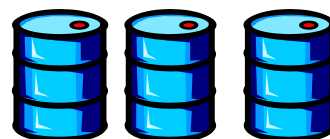


# 軽油引取税の特別徴収義務者の皆様へ



## 軽油引取税の税率が

令和8年4月1日から

# 1kL当たり15,000円(15円/L)

# になりました。

軽油引取税の当分の間税率は、1kL当たり32,100円(32.1円/L)でしたが、令和8年4月1日に廃止されました。

このため、令和8年4月1日以降は、軽油引取税の税率が1kL当たり15,000円(15円/L)になります。

### いつから税率が変わるのですか？

特別徴収義務者が、4月1日以降に現実の納入を行った軽油の引取りに適用される税率は、1kL当たり15,000円(15円/L)の税率が適用されます。

	令和8年3月	令和8年4月以降
税率	32.1円/L	15円/L

各翌月末までに申告納入  
令和8年4月30日までに申告納入

### 申告時における免税証の取扱いはどうなりますか？

免税証の受取り時点に関わらず、実際に免税軽油を納入した月分における納入申告書に添付してください。納入した月と異なる月分(翌月分等)への添付は認められませんので、ご注意ください。

## 軽油の委託販売について

軽油引取税の特別徴収義務者が他の販売業者に軽油の販売を委託している場合については、当該委託を受けた販売業者が軽油を引き渡した時点で特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われることとなります。

## 申告書の作成について

3月に納入した軽油については、1kL当たり32,100円(32.1円/L)の税率が適用され、4月末日までに申告納入することとなります。

また、4月1日以降に納入した軽油については、その時点の税率が適用されるため、1kL当たり15,000円(15円/L)を特別徴収した上、例えば4月納入分については5月末日まで(令和8年にあつては6月1日まで)に申告納入を行ってください。

## その他に注意しておくことはありますか？

税率の変更に伴い、各月における軽油の取扱数量(仕入、販売、在庫等)について、後日確認調査を行う場合がありますので、適正な申告納入、帳簿の記載・保存をお願いします。

### お問い合わせ先

山口県総務部税務課 課税班

電話 083-933-2277

FAX 083-933-2299

### お問い合わせ先

山口県税事務所 軽油引取税課

電話 083-925-5753

FAX 083-925-3123